



2016年3月22日

アメリカ大統領選にみる貧困の一端

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 主任研究員 福田 幸正

アメリカがおかしい。

とんでもない過激な排外主義を唱えるトランプ共和党大統領候補が、かくも支持されるのはなぜだ。そこまで自暴自棄になっている国民が増えているということなのか。一方、民主社会主義を自認し、革命を唱えるサンダース民主党大統領候補の躍進の背景は何だ。一見、正反対の立場をとっているように見えるが、現状に対する根深い不満が両候補の支持者に共通してある。ただ、トランプのように直情的となるか、サンダースのようにイデオロギッシュとなるかの不満の現れ方の違いなのだろう。そして、共通して所得格差の拡大が不満の根っこにあるのだろう。富裕層上位1%の資産が下位90%の資産の総量に匹敵するとサンダースは非難する。現状に不満を持っている者の多くは、貧困層と貧困化する中間層と考えられる。

途上国の貧困の度合いを測る尺度の一つとして、金融包摂（financial inclusion）の度合い、すなわち成人人口の銀行口座の保有率が用いられるようになった。これで見ると、米国は94%と、他のG7主要先進国がほぼ100%を示している中で、意外に低水準だ（図表1）。

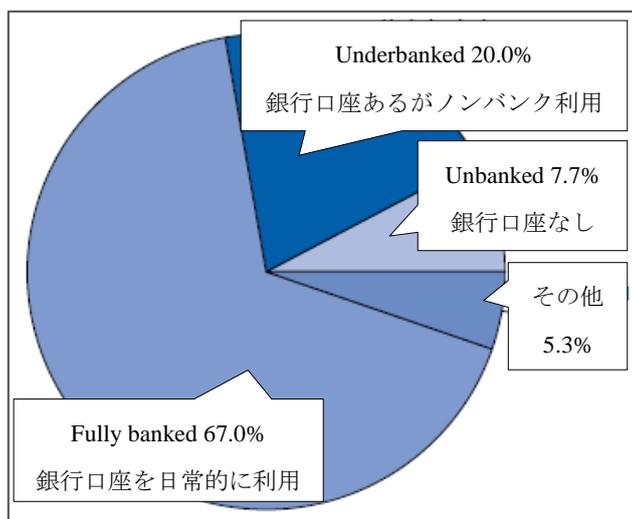
図表1 G7/G20 銀行口座開設状況（成人人口比 %）

G7		G20			
日本	97	アルゼンチン	50	メキシコ	39
アメリカ	94	オーストラリア	99	ロシア	67
イギリス	99	ブラジル	68	南アフリカ	70
ドイツ	99	中国	79	サウジアラビア	69
フランス	97	インド	53	トルコ	57
イタリア	87	インドネシア	36		
カナダ	99	韓国	94		

（出所）世銀 Global Findex Database 2014

さらに詳細を見ると（図表 2）、銀行口座を持っていても、ペイデイ・ローン（payday loan）と呼ばれる消費者金融や小切手換金業者などの高金利、高手数料のノンバンクを利用する世帯（Underbanked）が 20% もあり、銀行口座を持っていない世帯（Unbanked）と合わせると、約 3 割もの世帯が金融排除の状態に置かれている（Underserved）。金融危機後の銀行の合理化によって、地方や貧困地域では支店数が減少し、高利のペイデイ・ローンなどに頼らざるをえない住民が増えているという。

図表 2 米国世帯 銀行口座利用状況（2013 年）



（出所） FDIC, 2014

そのような背景から、サンダースは、郵便貯金制度の復活、拡充を提唱している。1911 年に発足し、半世紀後の 1966 年にジョンソン政権の行政簡素化の一環として廃止された郵便貯金制度を復活、拡充し、金融排除の状況に置かれている低所得層に基礎的な金融サービスを提供することを選挙公約として挙げている。なお、サンダースは郵便貯金以外の金融関係の公約として、大銀行の解体、グラス・スティーガル法の復活、金融取引税の導入、クレジットカードや ATM の手数料の引き下げ、FED の民主化などを挙げており、一定の支持を得ていることは無視できない。

だれが大統領になろうとも、世界最強国家の内なる貧困に真剣に向き合わざるを得ないだろう。

【参考文献】

小関隆志 (2016) 「アメリカ合衆国におけるマイクロクレジット」 佐藤順子編『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』ミネルヴァ書房。

U.S. Postal Service Office of Inspector General (USPS OIG). (2014) *Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved*, USPS OIG.

Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC). (2014) *2013 FDIC National Survey of Unbanked and Underbanked Households*, FDIC.

Baradaran, Mehrsa, (2015) *How the Other Half Banks: Exclusion, Exploitation, and the Threat to Democracy*, Harvard University Press.

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。